

【上級】介護技能実習評価試験（実技試験） Q & A

一般社団法人シルバーサービス振興会

介護技能実習評価試験 事務局

<上級試験全体について>

	質問	回答
Q1	・上級試験はどれくらいのレベルが求められますか。	上級試験（第3号技能実習修了時）において求められるレベルは、「自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル」となります。この上級試験では、受検者が自ら行う介護行為を評価することから、専門級試験と同様に、技能実習指導員の指示は認められません。評価基準には、利用者の特性に応じたコミュニケーションや利用者の特性に応じた配慮等が追加されますが、詳しくは試験課題の評価項目・評価基準をご確認ください。
Q2	・実技試験時は、受検者と試験評価者のみで試験が行われますか。 ・監理団体の職員や技能実習指導員の立ち会いは認められますか。	受検者及び利用者の安全面や急変等への対応の観点から、試験中は技能実習指導員等、実習実施者の職員の立ち会いを1名お願いします。なお、Q1に示した通り、受検者に対して試験課題に対する指示は認められません。 ※試験を開始して以降は、これ以外の監理団体、実習実施者職員の立ち会いや見学、撮影・録画は、利用者へのプライバシーへの配慮や試験の公平性の観点から禁止しており、一切認められません。 (場合によっては、不正行為とみなされ、不合格となる場合があります。)
Q3	Q2の立ち会い者は、実習実施者の職員であれば、誰でもよいですか。	立ち会い者の役割としては、受検者や利用者にとって安全が確保されているかの確認、試験課題の準備や終了時のサポート等を行っていただくことが挙げられます。このため、実習実施者の職員のうち、受検者や利用者と日頃から関わりのある職員が該当します。中でも「技能実習指導員」が望ましいと言えます。 ※立ち会い者の役割については、「上級試験の受検にあたって」をご確認ください。

Q4 NEW	訪問系サービスと訪問系サービス以外で実技試験課題に違いはありますか。	厚労省の定める介護職種における習得すべき技術において、訪問系サービスと訪問系サービス以外での区別はないため、実技試験の試験課題に違いはありません。
-----------	------------------------------------	---

<試験課題1. 身じたくの介護「口腔ケア」について>

	質問	回答
Q5	試験課題1『口腔ケア』の対象利用者は、義歯の使用や残歯のある方が対象でしょうか。	口腔ケアを必要とする利用者であれば、義歯の使用や残存歯の無い方でも評価対象者として構いません。
Q6	試験課題1『口腔ケア』では、義歯の使用がある人でも、義歯を外した状態から評価をしても構いませんか。	義歯を使用した状況で評価を実施してください。 但し、義歯はあるが、利用者の状態・状況により義歯を着用していない場合は、試験評価者に事前にその旨を説明してください。 ※評価の直前に義歯を外す行為が見られた場合、適切な評価ができないと判断されます。
Q7	試験課題1『口腔ケア』について、ベッド上で臥床中の利用者を対象に、口腔ケアを評価しても構いませんか。	口腔ケアが必要な利用者であれば構いません。
Q8	試験課題1『口腔ケア』は、試験時間を考えると、昼食後の口腔ケアで評価をすることとなりますか。	他の試験課題と同様に、昼食後のタイミングに評価が合わない場合は、事前に利用者の同意が得られれば、食事後の口腔ケアに限定をしていません。 事前に実習実施者と試験評価者で、試験当日のスケジュールについて、打ち合わせを行ってください。

<試験課題2. 身じたくの介護「仰臥位での衣服の着脱の介助」、3. 入浴・清潔保持の介護「身体清拭（部分清拭）について>

	質問	回答
Q9	試験課題2『身じたくの介護』、3『入浴・清潔保持の介護』は、原則一連の介護として実施とありますが、それぞれ別の利用者で実施しても構いませんか。	原則一連の介護としていますが、利用者の体調不良等により一連の介助として実施できない場合は、試験課題ごとに利用者を変更することも可能です。 この場合、『身体清拭（部分清拭）』の実施方法については、「Q10」を参照してください。

Q10	<p>試験課題2『仰臥位での衣服の着脱の介助』、3『身体清拭（部分清拭）』を、利用者の体調不良等により、一連の介助として実施できない場合、</p> <p>3『入浴・清潔保持の介助』の清拭では、座位での部分清拭でも構いませんか。</p>	<p>試験課題2「仰臥位での衣服の着脱の介助」3『身体清拭（部分清拭）』は、仰臥位での身じたくの介護および身体清拭の介護を一連で評価します。</p> <p>そのため一連の介助として実施できない場合でも、身体清拭（部分清拭）は仰臥位での介護について評価を行っていただく必要があります。</p>
Q11	<p>試験課題3『身体清拭（部分清拭）』の部分清拭は、片腕や片足のみでも構いませんか。</p>	<p>部分清拭は、上肢・または下肢のみ清拭を行うこととしても構いませんが、両上肢、両下肢の清拭が必要です。</p>
Q12	<p>試験課題3『身体清拭（部分清拭）』の準備は、試験課題2『仰臥位での衣服の着脱の介助』の確認中に行つてもよいですか。</p>	<p>試験課題2『仰臥位での衣服の着脱の介助』と試験課題3『身体清拭（部分清拭）』は、原則一連の流れで評価を行います。そのため試験課題2『仰臥位での衣服の着脱の介助』の確認前に事前に準備をすることが必要です。</p> <p>※利用者の体調不良により、一連の介助ができない場合であっても同様です。</p>
Q13	<p>試験課題3『身体清拭（部分清拭）』に使用する物品の準備は、いつ準備をすればよいですか。</p>	<p>試験課題2『仰臥位での衣服の着脱の介助』と一連の流れで確認するため、清拭に使用する物品については一連の介護行為の評価を開始する前に行い、清拭の介護の必要物品の準備が整った後に試験を開始してください。</p>

＜試験課題4. 移動の介護『身体の特性に応じた移動の介助』について＞

質問	回答
Q14 試験課題4『身体の特性に応じた移動の介助』の対象となる利用者を教えてください。	杖、歩行器、車いす（全介助不可）等の福祉用具を使用し、自ら移動する利用者の介助を評価します。
Q15 試験課題4『身体の特性に応じた移動の介助』では、短下肢装具のみを使用している利用者は、評価対象の利用者としても構いませんか。	短下肢装具は補足具のため、移動の道具ではありません。そのため補足具の使用のみでは、対象とはなりません。但し、短下肢装具を装着している利用者が杖や歩行器を使用し、自ら移動している方の場合は、評価対象とすることができます。
Q16 試験課題4『身体の特性に応じた移動の介助』では、電動車いすを使用の利用者を評価対象としても構いませんか。	杖、歩行器、車いす（全介助不可）等の福祉用具を使用して自ら移動する人の介助を評価します。電動車いすは介助が必要ではないため、評価対象とはなりません。

		ん。
Q17	試験課題4『身体の特性に応じた移動の介助』では、すべて自立の人も対象となりますか。	杖、歩行器、車いす（全介助不可）等の福祉用具を使用して移動する人の介助を評価します。そのため移動について全て自立の利用者は、評価対象者とはなりません。
Q18	試験課題4『身体の特性に応じた移動の介助』の対象とする利用者は、白杖を使用した利用者でもよいですか。	構いません。
Q19	試験課題4『身体の特性に応じた移動の介助』の杖・歩行器・車いす（全介助不可）を使用し、利用者自身で移動する利用者がいません。	事務局にお問い合わせ下さい。
Q20	試験課題4『身体の特性に応じた移動の介助』の確認では、介助バーや手すりで歩行する利用者を対象としてもよいですか。	移転すべき技能について修得がされているか確認をするための試験となります。『身体の特性に応じた移動の介助』では、杖・歩行器・車いす（全介助不可）等の福祉用具を使用し自ら移動する利用者の介護について確認することとしており、対象とはなりません。

＜試験課題6「事故防止・安全対策」について＞

質問	回答
Q21 ・試験課題6『事故防止・安全対策』の事故・ヒヤリハットの記録とありますが、事故記録でもヒヤリハット記録でもどちらでもよいのでしょうか。 ・受検者が記録した事例でなくても構わないでしょうか。	事故記録、ヒヤリハット記録のどちらでも構いません。また、受検者が記録したものでなくとも構いません。 試験評価者が質問したことについて、受検者は事故記録またはヒヤリハット記録を確認して回答できることが必要となります。
Q22 試験課題6『事故防止・安全対策』の試験課題で、危険個所とその理由を説明できるとありますか、どちらか1つ解答できればよいですか。	危険個所とその理由の両方を解答できることが必要です。

<日程調整について>

	質問	回答
Q23	1日に実技試験を受検する者が複数いる場合、試験課題は受検者ごとに通して行いますか。（1人の受検者で全課題を確認してから、次の受検者に移りますか。）	本来は、受検者ごとに60分以内で行うこととしていますが、「口腔ケア」や「仰臥位での衣服の着脱の介助～身体清拭（部分清拭）」は評価時間が限られることから、試験課題ごとに行うことも可としています。そのため、日程調整の際に受検者の一人一人の開始時間を設定するのが難しい場合は、最初の受検者の開始時間を設定し、後は試験当日、試験評価者と調整のうえ試験課題を進めていくことも可としています。 ※下記参照
Q24	試験課題ごとに評価する場合、試験のスケジュールはどのようになりますか。	上級試験については、専門級試験と同様に試験課題ごとの評価も可能なため、受検者が3名いる場合は、3名全員同じ時間に集まつてもらうことになります。受検者1名が試験を受けている間、他の2名は業務に携わることも可能ですが、試験で呼ばれたときのために連絡がとれる体制やすぐに業務を離れることができるよう準備をしておいてください。 なお、1名の試験が行われている間、他の受検者はそばで見学することは認められません。 ※下記参照

※1日に3名の受検者を試験評価者1名で評価する場合

受検者ごとに行う場合　※これまでの初級実技試験の場合と同様

(例) 13:00～14:00 受検者A

14:10～15:10 受検者B

15:20～16:20 受検者C

試験課題ごとに行う場合（例）

(例) 12:30～12:45 受検者A（試験課題1「口腔ケア」）

12:45～13:00 受検者B（試験課題1「口腔ケア」）

13:00～13:15 受検者C（試験課題1「口腔ケア」）

13:15～14:00 受検者A（試験課題2、3→4→5→6）

14:00～14:45 受検者B（試験課題4→2、3→5→6）

14:45～15:30 受検者C（試験課題5→6→2、3→4）

} 先に試験課題5→6を3名実施することも可能です

※試験時間は1名に対して60分となります。上記の（例）で示す時間配分はあくまでも目安です。

試験当日、試験評価者と調整のうえ、進めていくことになります。